

(必要な公共施設か否か その1～花と緑の情報センター～)

次に、今議会の議案に上がっております(仮称)南千里駅前公共公益施設に入る予定の施設について伺います。

まず、花とみどりの情報センターについてです。この情報センターの利用者数とそのカウント方法についてお聞かせください。事業委託費が2,100万円ほどかかっております。今回、貸し館の使用料変更についての議案も上がっておりますが、現在の使用料収入、使用料変更に伴い予想される効果額についてお答えください。

(森正一建設緑化部長)

建設緑化部にいただきました御質問にお答え申し上げます。

吹田市花とみどりの情報センターの平成 22 年度(2010 年度)の利用者数は2万3,427人でございます。そのカウント方法でございますが、展示室の利用者数につきましては、昼間の12時から13時の間に展示室に来られました人数をもとに最も実数に近い値になるよう推計し、また緑化相談者、講習会参加者、貸し館利用者等を合わせて1日当たりの利用者数とし、指定管理者から報告を受けております。

当館は、花と緑に関する情報の普及を図るとともに、花と緑に触れ合う市民相互の交流の場の提供を施設の目的としているため、緑に係る団体の利用者の方々につきましては、吹田市花とみどりの情報センター使用料減免基準により、使用料を免除しております。平成 22 年度(2010 年度)の年間収入額は1万 250 円となっております。また、使用料変更に伴い予想される効果額につきましては、1.5 倍の使用料収入となりますので、5,125 円となるものでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

次に、花とみどりの情報センターなんですけども、これは政策推進部長に伺います。お話を聞く限り、1万円程度の施設収入ということで、詳しく話を伺ったところ、360件の免除があつてのこの金額となつておるとのことです。免除規定があるとのことなんですけども、受益と負担の公平性とたびたびおっしゃられる今回の料金改定とこの制度は矛盾するのではないのでしょうか。料金を上げる前に、この規定をなくすべきではないのでしょうか。政策推進部長の答弁を求めます。

(平野孝子政策推進部長答弁)

足立議員の2回目の御質問に御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、施設の使用料に関します減免の取り扱いにつきましては、大きな課題というふうに認識しておりまして、今回の使用料・手数料、自己負担金に関する基本方針を議論する中で、その課題につきましても協議を進めているところでございます。

花とみどりの情報センターだけに限らず、市の中の多くの施設で、減免につきましては個々の施設ごとの判断で行われております。しかしながら、各施設につきましては、既に設置目的に沿って効果的に使用していただくということで低廉な使用料というものを受益者負担率などを設けながら設定しておりますので、この上減免を行うということにつきましては、やはり真に必要な場合に限るといような考え方を示すべきということで、一定の方針を示そうということで議論を深めているところでございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。